

令和7年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議要旨）

日時：令和7年12月24日（水）午後13時30分～15時30分

場所：大阪市役所地下1階 第8共通会議室

議 事

- (1) 令和7年度大阪市における地域福祉にかかる実態調査結果について 資料1
- (2) 第3期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和7年3月末時点） 資料2
- (3) 第4期大阪市地域福祉基本計画について（骨子） 資料3

【議事1】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・ 「災害時の手助け」の回答率が上がっているが、一方で個別避難計画の認知については、世論調査と推進役調査で開きがある。個別避難計画は作成されつつあるが、上手く活用できていないのではないかと。個別避難計画の認知度が上がれば、「手助けしたい」「手助けしてもらいたい」の関係も上手くいくのではないかと。
- ・ 「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン」について、土日につながることに意味があるため、今後もさらに周知していくことが大事。
- ・ 「地域における公益的な取組に関する実態調査」について、把握した実態を踏まえ、他団体との知見の共有や地域での協働など、アクションに繋げていくことが重要である。
- ・ 住まいの確保に関して、各区レベルで居住支援協議会を作り、居住支援法人や福祉関係団体同士の顔の見える関係を築いていくことを望む。
- ・ 世論調査の「認知症の人の居場所づくりに関する活動の認知度」が約7%であった。現役世代である40代から60代の調査結果が知りたい。また、介護と仕事の両立において、40代から60代の方が必要としている情報や、その情報をどのように提供していくのがよいかを検討することが大切であると考え。

【議事2】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・ 深刻な地域課題への支援は専門職が中心となることが多いが、予防的な支援や地域課題については住民や地域の担い手も巻き込んで検討することが重要である。
- ・ 地域の担い手の参加促進にはスーパーバイザーの助言が必要であるため、スーパーバイザー同士が認識を共有する場の検討が望まれる。

- ・ 地域の担い手不足が課題である。「担い手がいない時代の地域づくり」をどのようにすすめていくのかについて、今後議論が必要である。

【議事3】

- ・ 事務局から資料に沿って説明

(主な意見)

- ・ 成年後見制度の制度改正については、市民への周知が重要である。どのように次期計画に反映させていくのか、検討が必要である。
- ・ 居住支援の強化については、地域福祉基本計画だけではなく、庁内の関連部局との連携も強化しなければいけないと考える。
- ・ 在宅避難に対してどう支援できるかということも重要になってくる。防災と福祉の連携がどのようにできるのか、また、福祉事業所の福祉避難場所だけでは今後難しくなることを想定した福祉避難所の捉え方や活用方法を次期計画にどのように反映するのかを検討する必要がある。
- ・ 災害時の要援護者について、各地域の状況を把握し、平時から災害時への備えをしっかりと行っていく必要がある。
- ・ 障がい者や高齢者、生活困窮者が詐欺被害にあっているケースが目立っている。切実な問題が多いため、しっかりと取組を推進してほしい。
- ・ だれもが安心して暮らし続けるために、厳しい状況にある方たちのところにはしっかりと手が届くことが大切であるとともに、その方たちも一方的に助けられる対象ではなく、地域の中にその方たちも関わっていけることが大切。共生社会を意識していくためにも、関連する計画や取組と、しっかりと連動していることを計画の中で書き示せたら良いのではないか。
- ・ 区の地域福祉計画の推進体制について、区の実情に合わせた強化策みたいなものをどこで検討しどこで強化していくのかという課題は本計画と関連すると思う。
- ・ これからの地域福祉は、憲法25条の生存権（セーフティーネット）だけでなく、憲法13条の幸福追求権を意識することが大切。両方を意識して担い手不足や少子高齢化などの課題を前向きに考えていく必要がある。
- ・ 障がいや高齢の計画との整合性を保ちつつ、地域福祉計画を6年計画にして、3年で中間見直しを行う形を検討してはどうか。計画の進行管理に注力し、より実態に即した地域福祉の取組が可能になると考える。